

普通階・無窓階算定書記載要領

地上階について、消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部のみ計上してください。

● 消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部とは

直径1 m以上の円が内接することができる開口部又は幅75 cm以上高さ1.2 m以上の開口部（大型の開口部）

実際に開口できる部分で、直径50 cm以上の円が内接することができる開口部。

上記の開口部は次の条件を満たすこと。

- 床面から開口部の下端までの高さは、1.2 m以内であること
- 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路で最終出口が塞がれていないこと。その他空地に面したものであること。（11階以上の階は除く）
- 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- 無窓階の判定
 - 11階以上の階・・・避難上有効な開口部の面積合計が当該階の床面積1/30以下なら無窓階
 - 10階以下の階・・・大型の開口部を2以上有し、かつ避難上有効な開口部との面積合計が当該階の床面積1/30以下なら無窓階
 - 仕切り壁等の為相互に往来できない場合は、各々毎に算定してください。
 - 「開口部種別」欄には、引き違い窓、縦軸回転窓、はめ殺し窓等を記入してください。
 - 「施錠装置」欄には、サムターン、クレセント等の鍵の種類を記入してください。
 - 「床面からの高さ」欄には、床面から開口部の下端までの高さを記入してください。
 - 「その他」欄には水圧開放装置付き等を記入してください。

● 有効開口部の取扱い

別添参照

ガラス開口部の種類		開口部の条件		無窓階判定 (省令第5条の3)	
				足場有	足場無
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス 強化ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	○	
		FIX	○	○	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△	
		FIX	×	×	
	厚さ10mm以下	引き違い戸	△	×	
		FIX	×	×	
耐熱板ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	○	○	
		FIX	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+PVB(ポリビニルブチレール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		FIX	×	×	
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチレール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		FIX	×	×	
	フロート板ガラス5.0mm以下+PVB(ポリビニルブチレール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		FIX	×	×	
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチレール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		FIX	×	×	
フロート板ガラス3.0mm以下+PVB(ポリビニルブチレール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い戸	△	×		
	FIX	×	×		
倍強度ガラス	—————	引き違い戸	×	×	
		FIX	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。				

備考

- 「足場有」とは、避難階又はバルコニー(建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場がもうけられているもの。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの。

凡例

- : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取扱うことができる。
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。)を省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × : 省令第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。